

<お申込みについてかみならずお読みください。>

●「JASNET21」に入会されると「ACROSS サービス」をご利用いただけます。「ACROSS サービス」とは、株式会社トコちゃんねる静岡（以下、トコちゃんねる静岡とする）が運営するインターネット接続サービスおよび今後トコちゃんねる静岡が提供する各種コンピュータ通信サービスを言います。

●この申込みによる契約は「ACROSS サービス会員規約」によるものとし、ご利用料金等のお支払いについては、「JASNET21 利用料金支払規定」によるものとします。

●「ACROSS サービス会員規約」「JASNET21 利用料金支払規定」は、会員登録後に各種設定資料と共に郵送いたしますが、ご希望の方はJASNET21 事務局（0120-21-3991）までご連絡ください。

●お客様からご提供いただいた個人情報は株式会社静岡農協電算センターからのサービスの提供のみを目的とし利用いたします。なお「ACROSS サービス」ご提供のために、トコちゃんねる静岡に個人情報を預託し、情報処理を委託しています。

サービス規約抜粋

第2節 サービス

第3条（サービスの提供）

1.ACROSS サービスのアクセスポイントは日本国内とし、その他諸条件については、トコちゃんねる静岡が別途定めるところによるものとします。

2.ACROSS サービスの内容は、トコちゃんねる静岡がその時点で合理的に提供可能なものとします。

3.トコちゃんねる静岡は、理由の如何を問わず、事前に会員に通知することなく、ACROSS サービスの内容の一部または全部を変更し、または追加することができます。さらに、トコちゃんねる静岡は、理由の如何を問わず、トコちゃんねる静岡が適当と判断する方法で事前に会員に通知することにより、ACROSS サービスを廃止することができます。

4.トコちゃんねる静岡は、自己の判断により、各会員ごとにACROSS サービスの提供範囲または利用限度額を、設定または変更することができるものとします。

第4条（サービスの一時的な停止）

1.トコちゃんねる静岡は、ACROSS サービス用設備の保守作業、天災等の不可抗力その他の理由により、ACROSS サービスの運用を一時的に停止することができるものとします。

2.トコちゃんねる静岡は、前項の規定によりACROSS サービスの運用を一時的に停止する場合は、トコちゃんねる静岡が適当と判断する方法で事前に会員にその旨通知します。但し、緊急の場合には、この限りではありません。

第8条（退会）

1.会員は、退会する場合、月末をもって退会するものとし、退会希望月の15日までにトコちゃんねる静岡所定の手続に従い、その旨トコちゃんねる静岡に届出るものとします。

2.退会する会員は、退会の日までに発生するトコちゃんねる静岡に対する債務の全額を、トコちゃんねる静岡の指示に従い、一括して、支払うものとします。なおトコちゃんねる静岡は、既に支払われた料金等を、一切払戻し致しません。

第5節 サービスの利用

第13条（会員の自己責任）ACROSS サービスの利用に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員が他の会員もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でそれらを解決するものとし、トコちゃんねる静岡には何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第8節 禁止事項

第16条（禁止事項）会員は、ACROSS サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- （1）ACROSS サービスのシステムまたはデータを損壊する行為。
- （2）コンピュータウイルス等有害なプログラムを、ACROSS サービスを通じて、またはACROSS サービスに関連して、使用し、または提供する行為。
- （3）IDまたはパスワードを不正に使用する行為。
- （4）他の会員または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- （5）他の会員または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つける行為。
- （6）他の会員または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
- （7）選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為。
- （8）ACROSS サービスの運営を妨げるような行為。
- （9）公序良俗に反する内容の文書、図画等を他の会員または第三者に提供する行為。
- （10）その他の法令もしくは公序良俗に反する行為、またはその虞ある行為。
- （11）その他、トコちゃんねる静岡が不適切と判断する行為。

第9節 情報削除

第17条（情報の削除）

1.トコちゃんねる静岡は、以下の事項に該当すると判断した場合、会員に事前に通知することなく、会員が登録、提供した情報、文章等を削除することができるものとします。

- （1）会員が第16条各号の禁止行為を行った場合。
- （2）ACROSS サービスの保守管理上必要である場合。
- （3）登録、提供された情報、文章等の容量がトコちゃんねる静岡の機器の所定の記録容量を超過した場合。
- （4）その他、削除の必要がある場合。

2.前項の規定にもかかわらず、トコちゃんねる静岡は、情報、文書等の削除義務を負うものではありません。

3.トコちゃんねる静岡は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報、文書等を削除しなかったことにより、会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第18条（加入者個人情報の取扱い）

1.トコちゃんねる静岡は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号。以下「ガイドライン」という）に基づくほか、トコちゃんねる静岡がガイドライン第14条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）およびこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2.トコちゃんねる静岡の宣言書には、トコちゃんねる静岡が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）がトコちゃんねる静岡に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをトコちゃんねる静岡のホームページにおいて公表します。

3.トコちゃんねる静岡は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個

人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第 19 条（加入者個人情報の利用目的等）

1. トコちゃんねる静岡は、第 1 条第 1 項に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- (1) 加入契約の締結
- (2) 利用料金の請求
- (3) サービスに関する情報の提供
- (4) サービスの向上を目的とした利用者調査
- (5) 通信装置の設置およびアフターサービス
- (6) サービスの利用状況等に関する各種統計処理
- (7) サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る。）

（加入者個人情報の利用目的等につき）

2. トコちゃんねる静岡は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. トコちゃんねる静岡は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。

ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。

- (1) 本人が書面等により同意した場合
- (2) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、または宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ 第三者への提供の手段または方法
 - エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
- (3) 第 20 条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
- (4) 第 21 条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合

4. トコちゃんねる静岡が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別に定める一覧表のとおりです。

5. トコちゃんねる静岡は、第 3 項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

6. トコちゃんねる静岡は、本人から、トコちゃんねる静岡が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、または本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) トコちゃんねる静岡の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 20 条（加入者個人情報の共同利用）

1. トコちゃんねる静岡は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、トコちゃんねる静岡の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、トコちゃんねる静岡の代理人と共同して利用します。

2. トコちゃんねる静岡は、第 1 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、または第 8 条 1 項及び第 9 条 1 項第 1 号から第 5 号の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾または解除事由に該当する事実および当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の電気通信事業者およびトコちゃんねる静岡の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第 1 条第 2 項第 1 号から第 4 号または第 9 条 1 項第 1 号から第 5 号の要件に該当するか否かの判断に限りです。

3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においてはトコちゃんねる静岡およびトコちゃんねる静岡の代理人が、並びに前項の場合においては、トコちゃんねる静岡、トコちゃんねる静岡の代理人および他の電気通信事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名または名称は宣言書に定めます。

第 21 条（加入者個人情報の取扱いの委託）

1. トコちゃんねる静岡は、加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3. トコちゃんねる静岡は、第一項の委託先との間で、第 19 条第 5 項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第二項および第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第 22 条（安全管理措置）

トコちゃんねる静岡は、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他のガイドライン第 11 条から第 22 条までに定める措置をとります。

第 23 条（本人による開示の求め）

1. 本人は、トコちゃんねる静岡またはトコちゃんねる静岡の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、トコちゃんねる静岡が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2.トコちゃんねる静岡およびトコちゃんねる静岡の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。

- （1）本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- （2）トコちゃんねる静岡またはトコちゃんねる静岡の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- （3）他の法令に違反することとなる場合

3.トコちゃんねる静岡は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第24条（本人による利用停止等の求め）

1.本人は、トコちゃんねる静岡が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、トコちゃんねる静岡またはトコちゃんねる静岡の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- （1）トコちゃんねる静岡が保有する加入者個人情報の訂正、追加または削除
- （2）加入者個人情報の利用の停止
- （3）加入者個人情報の第三者への提供の停止

2.トコちゃんねる静岡は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3.トコちゃんねる静岡またはトコちゃんねる静岡の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）およびその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第25条（本人確認と代理人による求め）

1.トコちゃんねる静岡は、第19条第6項、第23条1項または第24条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人または次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2.本人は、第19条第6項、第23条1項または第24条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第26条（本人の求めに係る手数料）

1.トコちゃんねる静岡は、第19条第6項および第23条1項の求めを受けた場合は、別に定める手数料を請求します。

2.前項の手数料は、トコちゃんねる静岡から本人（加入者に限る）に対して、通知または開示をした月の利用料金と合わせて収納します。

3.加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第27条（苦情処理）

1.トコちゃんねる静岡は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2.前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第28条（本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）

トコちゃんねる静岡は、第19条第6項、第23条第1項または第24条第1項に基づく求め、第27条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第29条（保存期間）

トコちゃんねる静岡およびトコちゃんねる静岡の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別に定め、これを超えた

加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなくてはならないときは、この限りではありません。

第30条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

1.トコちゃんねる静岡は、トコちゃんねる静岡が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2.トコちゃんねる静岡は、トコちゃんねる静岡が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき公表します。

3.前二項の規定は、通知または公表することにより、第23条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第31条（通信の秘密の保護）

1.トコちゃんねる静岡は、ACROSS サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、ACROSS サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存するものとします。

2.トコちゃんねる静岡は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3.トコちゃんねる静岡は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされた場合には、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

第11節 雑則

第32条（免責事項等）

1.トコちゃんねる静岡は、ACROSS サービスの内容、および会員がACROSS サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。

2.ACROSS サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、ACROSS サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他ACROSS サービスに関連して発生した会員または第三者の損害について、トコちゃんねる静岡は一切責任を負いません。

3.会員がトコちゃんねる静岡に対し損害を与えた場合、トコちゃんねる静岡は、当該会員に対し、損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第33条（管轄裁判所）

1.ACROSS サービスに関連して会員とトコちゃんねる静岡との間で問題が生じた場合には、会員とトコちゃんねる静岡と誠意をもって協議するものとします。

2.協議しても解決しない場合、静岡地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

付則 この会員規約は、2005年4月1日より実施します。

この会員規約は、2013年8月20日より改定実施するものとします。

ACROSS 接続サービス規定

第1条（接続サービスの内容）

1.「接続サービス」とは、ダイヤルアップによるインターネット接続サービスです。接続サービスを受けることによりご利用になれるサービスの内容、条件その他については、別途ご案内致します。

2.ダイヤルアップ接続に必要となるソフトウェアについては、接続サービスを利用される会員自身でご用意頂く方法と、トコちゃんねる静岡が販売するものを購入する方法があります。トコちゃんねる静岡の販売するソフトウェアの価格、その他の条件については別途ご案内致します。

第2条 (接続サービスの利用)

接続サービスを利用される会員は、ACROSS サービス以外のネットワークサービス等を利用する場合には、本規約に従うとともに、接続先で定められている規定に従うものとします。

第3条 (利用不能の場合)

回線の混雑、その他理由の如何を問わず、接続サービスを利用される会員がインターネットに接続出来ないことに関連して当該会員に発生する損害について、トコちゃんねる静岡は一切責任を負いません。

付則 この会員規約は、1996年7月18日より実施します。

この会員規約は、2013年8月20日より改定実施するものとします。

JASNET21 サービス利用料金支払規定

第1条 契約者は、本サービスの入会および利用にあたって、株式会社静岡県農協電算センターが別途提示する料金規定に規定された料金を、株式会社静岡県農協電算センターの指定する方法により支払うものとします。

第2条 株式会社静岡県農協電算センターは、契約者の承諾を得ることなく、料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。契約者は、改定または変更後の料金規定に規定された料金を所定の手続きで支払うものとします。

第3条 クレジット決済利用者は、カード紛失等により会員番号、有効期限が変更になった場合、速やかにその旨を事務局に連絡するものとします。なお、解約の申し出がない限り、継続して利用料金を決済するものとします。

ご利用料金規定

1. コース別の利用料金は、表面の表のとおりとします。

(オプションサービスについては別途料金規定によるものとします。料金については基本料金に加算されます。)

2. お支払方法は、農協(JA)貯金口座振替とクレジットカード決済といたします。

ご利用料金お支払いの手順

1. 口座振替は、ご利用の翌月27日とします。(当該振替日が非営業日の場合は、翌営業日となります。)

2. 口座振替前に請求書の発行は致しません。

3. 口座振替後の領収書の発行は致しません。

4. クレジット決済は、それぞれのクレジットカード会社決済規定によります。

5. 利用料金の請求開始月は、先月16日から当月15日までの会員登録に基づき請求を起こします。

6. 請求開始月の翌月からは月初(1日)から月末までの利用料金請求となります。

(付則 この規定は2003年2月1日から実施します。)